

「平成26年度食の安全・安心に関して講じた施策等に関する報告書」の概要

〔平成27年6月〕
北海道農政部

北海道食の安全・安心条例第8条の規定に基づき、平成26年度に食の安全・安心に関して講じた施策等について報告するものです。

第1 食の安全・安心のための基本的施策の推進

1 情報の提供

- 原子力発電所事故による放射性物質の食品等への影響や大気など各種モニタリング調査の結果をはじめ、道や国、関係機関が提供している施策や取組に関する情報をホームページなどを通じ消費者や事業者を提供。
- 道外の食品工場で製造された冷凍食品から農薬マラチオンが検出された事例等を踏まえ、全道における相談受理状況や食品の農薬検査の状況を、道のホームページ等で情報提供。
- 食に関する知識習得のための取組として、食品衛生の基礎知識や食中毒予防に関する情報のほか、安全・安心な食品づくりを進める食品事業者の取組などの情報を提供。

2 食品等の検査及び監視

- 「北海道食品衛生監視指導計画」に基づき、計画的に食品等の検査や食品関係施設の監視指導を実施。
- 原子力発電所事故による放射性物質の影響を確認するため、大気や農地土壌、水産物などのモニタリング調査を実施するとともに、流通食品の検査を実施。
- と畜牛のBSEについて、法令に基づく検査（48か月齢超）を実施。

3 人材の育成

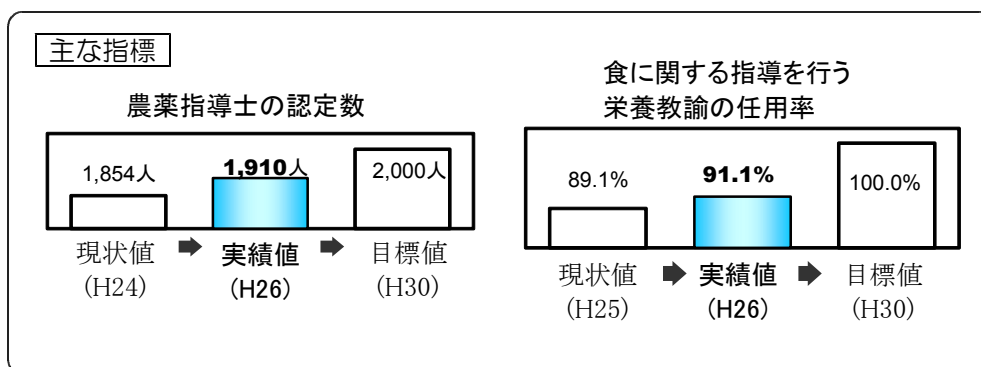
- 食品関係事業者等を対象に食品表示制度に関するセミナー、衛生管理技術に関する講習会を開催するなど、関係者の技術や資質の向上を図る取組を推進。
- 学校における食育の一層の充実に向け、栄養教諭の任用を促進するとともに、指導力等の向上を図る研修を実施。

4 研究開発の推進

- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構において、クリーン農業や有機農業に関する技術開発を推進。
- 貝毒に対応するホタテガイの流通安全対策に関する試験研究を推進。

5 緊急の事態への対応等に関する体制の整備等

- 庁内の連携を図るため、関係各部等からなる会議を通じて情報を共有し、適切な対応を図るよう協議を実施。
- 国など、関係機関・団体との定期的な情報交換や協議により連携の維持を図り、円滑な協力体制を確保。



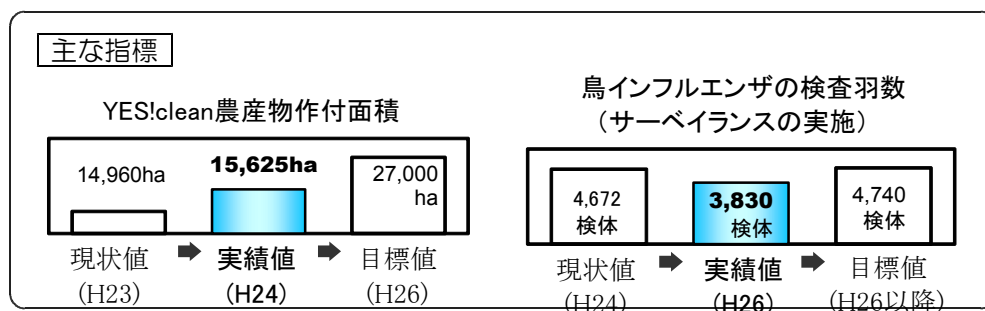
第2 安全で安心な食品の生産及び供給

1 食品の衛生管理の推進

- 主要な産地へのGAP（農業生産工程管理）の導入に向け、推進組織の運営、普及啓発のほか、モデル産地の育成を実施。
- 食品関係事業者に対し、「HACCPに基づく衛生管理導入評価事業」や「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」を周知し、自主衛生管理の取組を促進。

2 農産物等の安全及び安心の確保

- 道総研と連携し、クリーン農業技術の開発や普及を推進するとともに、北海道クリーン農業推進協議会によるYES!clean表示制度等のPR活動などに対する支援を実施。
- 有機農業技術開発のほか、有機農業技術の事例集を作成・普及し、量販店での有機農産物コーナーの設置などによる普及啓発活動を実施。
- GM条例及び交雑防止措置基準の施行状況について、道民の意識などを踏まえ点検・検証。
- 口蹄疫など海外悪性伝染病等の侵入に備えた家畜防疫体制の整備や鳥インフルエンザのモニタリングを実施。
- BSEについて、日本は国際獣疫事務局（OIE）から「リスクを無視できる国」の認定を受け、と畜牛については、厚生労働省令に定める48か月超の牛について検査を実施。



3 水産物の安全及び安心の確保

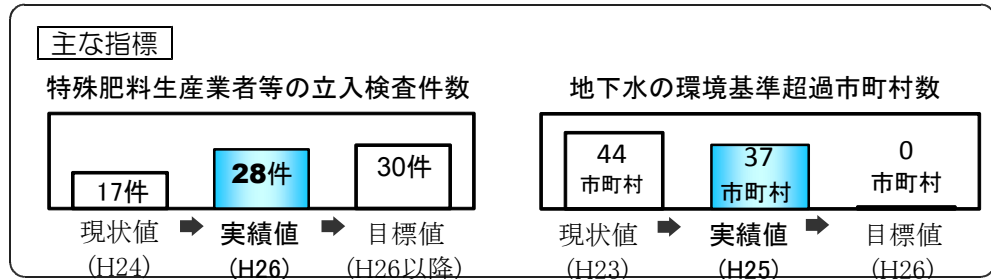
- 水産物の鮮度保持の取組を進めるため、マニュアルの普及を図るとともに、学校給食用に開発した製品を首都圏でPRする取組を支援したほか、屋根付き岸壁を有する漁港の整備を推進。
- 二枚貝の貝毒原因となるプランクトンの発生状況を監視し、生産者等に情報提供するとともに、全道19海域で貝毒検査を実施。

4 生産資材の適正な使用等

- 農薬の適正使用を徹底するため、研修会等の開催や立入検査を行ったほか、マイナー作物の農薬登録に必要な薬効・薬害試験等を実施。
- 動物用医薬品について、生産者に対し適正使用の指導を実施したほか、獣医師及び販売業者に対し適正な管理等について監視指導を実施。
- 飼料の安全性を確保するため、飼料製造・販売業者や畜産農家等に対する立入検査・指導、牛用飼料への肉骨粉等混入監視調査などを実施したほか、草地の植生改善などを推進。

5 生産に係る環境の保全

- 肥料取締法に基づく肥料生産業者への立入検査、生産者に対する適正施肥や有機質資材の適切な利用の指導を実施。
- 河川等の公共用水域を常時監視するとともに、農業集落排水施設等の整備、家畜排せつ物の管理の適正化、森林や河畔林の整備や保全などの取組を推進。
- 地下水を常時監視するとともに、「硝酸性窒素汚染防止のための施肥管理の手引き」等に基づく適正な施肥の普及・指導を実施。



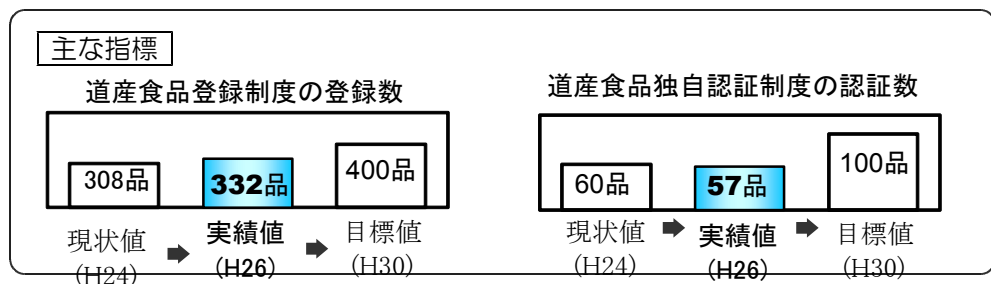
第3 道民から信頼される表示及び認証の推進

1 適正な食品の表示の促進等

- 事実と異なる食材のメニュー表示問題を踏まえ、食品表示制度の正しい理解を図るため、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより普及啓発に努めるとともに、関係法令等の遵守状況の把握など、食品表示に関する監視と違反に対して指導。
- 食品衛生法等に基づく適正な表示について、食品関係施設に対し監視指導、検査を実施。
- 道産食品登録制度のPRに取り組むとともに、自主的な取組を行う際の指針となる「道産加工食品の自主表示に向けて」の普及啓発を実施。
- 米トレーサビリティ制度について、事業者や消費者に対し普及啓発を行ったほか、産地情報伝達等の履行状況を確認するため飲食店等への巡回調査等を実施。

2 道産食品の認証制度の推進

- 「道産食品独自認証制度（きらりっぴ）」について、認証品を紹介する小冊子やイベントなどを活用し制度や認証品のPRを実施したほか、道と事業者との包括連携協定等を活用して認証品の販売支援の取組を実施。



第4 情報及び意見の交換、相互理解の促進等

1 情報及び意見の交換等

- 関係者の相互理解の促進や幅広い道民意見を把握するため、関係機関・団体と連携し、道内各地で、遺伝子組み換え作物や食品表示制度などをテーマに、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを実施。

2 食育及び地産地消の推進

- 食育キャラバン隊による幼稚園訪問などの普及啓発活動を行うとともに、大学生や中高年向けの食育DVDを関係者等に貸し出したほか、インターネットに動画配信。
- 食育の総合的な推進を目的に、道内の関係団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」で食育の普及に向けた意見交換を行うとともに、地域における「食育推進ネットワーク」において、意見交換。
- 愛食運動をより一層広めるため、「北のめぐみ愛食応援団」や「北のめぐみ愛食レストラン」の募集、「どんどん食べよう道産DAY」のイベントを実施。
- 「ゆめぴりか」や「ななつぼし」などの良食味米を中心に北海道米の利用拡大を進める「米チェーン」活動を展開。
- 輸入小麦から道産小麦への利用転換（「麦チェーン」）を進めるため、サポーター店の登録や地域における「交流フェスタ」を開催。
- 食の総合産業化の確立に向けて、食クラスター活動を効果的に推進するために食に関わる意欲ある人材に専門的研修を実施。
- 「北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区」の指定を受けて以来、特例措置や優遇措置を活用しながら、食の機能性に関する分析・評価機能の高度化など、食のバリューチェーン形成に向けた様々な取組を推進。
- 道独自の食品機能性表示制度の効果的運用や認定商品の道内外への情報発信。

3 道民からの申出

- 「食品表示110番」や「食品安全相談ダイヤル」の専用電話のほか全道の保健所窓口において受け付けた道民からの情報提供や問い合わせ等について、関係部局による会議を毎月開催するなど情報の共有・一元的な管理体制を構築し対応。
- 道が受理した食の安全・安心に係る通報等の処理状況を四半期ごとにホームページで公表。

